

箇所	ご意見・提案事項	修正案等	備考
1	全体	「方」が丁寧かもしれないが、「人」が一般的な表現。国の認知症基本法でも、現在検討している加茂市の障がい者基本条例でも「人」の表記をしている。 ➡「認知症の方」を「認知症の人」に	ご意見のとおり、国の基本法等にあわせ「人」に訂正する。 ➡最終的には、検討委員会にて決定したい。
2	前文 条文	「他人事」はあるが、「自分事」という言葉はないように考える ➡「自分事」を「自分のこととして」に	「自分ごと」が言われたのは2009年イギリスの認知症国家戦略で打ち出された「Everybody, s Business(誰にも関わること)としての認知症」からと言われている。 認知症を「自分事」とするため、「他人事」の対義語としてもこの表現を使用したい。 ➡他市町村の認知症条例でも使用されており、「自分事」のままで表現していきたい。
3	前文 条文	認知症の方の数について、現在の数値はどうなっているのか？	わかりやすく、現在の状況と、2040年のもので訂正し記載する。
4	前文 解説	認知症の有病率の割合もさらに増えていく理由は？	先に示した根拠集のように、九州大学の厚労科学研究の「久山町研究」を基に、認知症に罹患する人は上昇すると推計される。しかし、増加する理由までは条例には記載必要はないと、今回示した内容に変更したい。 ➡検討委員会にて意見を伺い、決定したい。
5	前文解説 ・ 10条3項	認知症の条例であり、高齢者全体を指すものではない ➡前文：「認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症・・・」を「認知症高齢者や若年性認知症・・・」に 10条：「高齢者や認知症の方等・・・」を「認知症の方等・・・」に	認知症の予防には、元気な高齢者を増やすことが大切である等の意見を、条例制定検討委員会でも頂いたこともあり、高齢者全体に配慮した条例にしていきたいと考えている。 認知症大綱でもこの表現が使用されていること、第10条においても予防という観点からも高齢者についての就労、社会参加の配慮を含めたい。 ➡今のままの表現を使用したい。
6	2条 解説	一般的な「予防」では災害も含まれるが認知症の条例であり削除した方が適当 ➡「「予防」とは、病気や災害などが生じない・・・」を「「予防」とは、 病気などが生じない ・・・」に	案1：「予防」の一般的な説明を引用し、「災害」には「自然災害」の他にも「思わぬ災い」という意味も含んでおり、このままの表現でいく。 案2：意見の通り訂正する。 案3：辞書の通り「悪い事態の起こらないように前もって防ぐこと」に変更する。 ➡案1の考えも含み、今のままの表現でいきたいが、検討委員会にて決定したい。
7	7条1項 条文	教育では荷が重いのではないかと思われ、また何をするのか分かりづらい ➡「従業員に対し必要な教育の機会を設け・・・」を「従業員に対し必要な 認知症に関する正しい知識の習得と理解を深める 機会を・・・」に	ご意見のとおり解説も含め訂正する。
8	7条2項 ・ 10条3項 条文	雇用についても配慮が必要と考える ➡7条「・・・環境で、就労の継続に・・・」を「・・・環境で、 雇用及び 就労の継続に・・・」に 10条「市は、就労の・・・」を「市は、 雇用及び 就労の・・・」に	企業アンケートやヒアリング等でも、認知症の人の雇用は難しいのが現状だが、認知症の人の家族等の雇用についての配慮も必要である。 ➡ご意見のとおり、追記する。検討委員会にて決定したい。
9	10条1項 条文	いきなり交通手段の確保と言われても戸惑う ➡「・・・交通手段の確保等の環境整備を図る・・・」を「 移動のための交通手段の確保、交通安全等の環境整備 ・・・」としたほうが良い。また、解説でもバリアフリーについても触れたほうが良い。	第10条では社会参加のための環境整備を想定している。分かりやすいように解説に「 移動のための 」を加えたい。なお、認知症の人の交通安全については見守り体制の構築等で考え2項の条文、解説を変更する。 ➡検討委員会にて決定したい。
10	11条1項 条文	例えば弁護士は「司法」といえるかというところでないで「等」として連携が必要となる機関、個人を含む趣旨 ➡「・司法や関係機関と連携し・・・」を「・司法や 関係機関等 と連携し・・・」	「司法」に弁護士や司法書士を含める認識でいたが、司法は裁判所を指すのであれば、市の連携先としては、弁護士や司法書士が重要と考えている。 ➡「・司法や 関係機関等 と連携し・・・」を「・ 弁護士等 や関係機関と連携し・・・」に修正したい。

11	11条3項 条文 解説	<p>「日常生活を保障」ではなく尊厳を維持できる日常生活を送ることができるよう、成年後見制度等の普及・啓発を行うということだと思います。</p> <p>➡条文：「尊厳が守られ、その尊厳ふさわしい日常生活を保障されるよう、市民へ成年後見制度を適切に利用できるよう幅広く普及・啓発を行うものとする。」を 「尊厳を維持し、尊厳を維持するためにふさわしい日常生活を送ることができるよう、市民へ成年後見制度をはじめとする支援制度が適切に利用できるよう幅広く普及・啓発を行うものとする。」</p> <p>・解説：「成年後見制度に限らず、福祉サービスの利用援助など、様々な事業の中で、一人ひとりに対応した相談を想定しています。これらの制度について、認知症の方が基本的人権を有する個人として尊厳を保持され、尊厳にふさわしい日常生活を保障できるよう定めています。」を 「認知症の方が基本的人権を有する個人として尊厳を維持し、尊厳を維持するためにふさわしい日常生活を送ることができるよう、市は成年後見制度に限らず、福祉サービスの利用援助など、様々な事業の中で、一人ひとりに対応した相談や支援をするために、普及・啓発を行うこと」を定めています。」に</p>	ご意見のとおり解説も含め訂正する。	
12	11条4項 条文	<p>高齢者虐待防止法2条2項にならうのであれば、朱色のような表現になると思いますが、支援の対象となる養護者をもっと広く促えるのであれば、朱色の文言の挿入は不要かと思えます。</p> <p>➡「（ここでは施設従事者等以外の養護者をいう。）」を「（ここでは認知症の方を現に養護するものであって施設従事者等以外の養護者をいう。）」</p>	<p>ここでの支援の対象は、認知症の方を現に養護する方を支援対象としたいと考える。</p> <p>➡ご意見のとおり、加筆する。</p>	